高福第1110号 令和4年1月14日

各施設系及び居住系サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田 正寿(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の退院後の施設での受入れについて (再通知)

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申 し上げます。

さて、各施設系及び居住系サービス事業所には、別添(令和2年12月18日付け高福第996号)のとおり、新型コロナウイルス感染症患者の退院後の施設での受入れについてお願いしているところですが、一部施設においてご理解いただけない状況が発生しています。

今後病床のひっ迫が懸念されていることから、再度別添の通知にお目通しいただき、 退院患者を適切に受け入れていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

記

- ○令和2年12月18日付け高福第996号 高齢者福祉課長通知
- ○令和2年6月30日付け介護保険最新情報Vol. 853

『高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について』中の 「5. 感染者等の退院患者の施設での受入」参照

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/175966/853.pdf)

担当:施設·事業者指導担当

電話:048-830-3247